

認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業

グループホーム・ユートピア

運 営 規 程

社会福祉法人 鶴丸会

事業の目的

第1条 社会福祉法人鶴丸会が設置経営するグループホーム・ユートピア(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為の人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等(以下「従業者」という。)が、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態)であつて認知症の状態である高齢者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者および当該認知症に伴って著しい行動障害がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ)に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

運営の方針

- 第2条 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する事業所、又ご家族との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム・ユートピア
- (2) 所在地 佐賀県伊万里市大川町大川野字赤坂 1647 番地

利用定員

第4条 事業所の利用定員は1ユニット9名で2ユニット18名とする。尚、一つの居室の定員は1名とする。

職員の職種、員数、および職務内容

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり(兼務を含む)とする。

(1) 管理者 (兼務) 1名

管理者は、適切な指定(介護予防)認知症対応型生活介護を提供するために必要な知識および経験を有する者で、業務の実施状況の把握、管理及び職員等の管理を一元的に行う。また病院・施設等との連携・調整を行う

(2) 計画作成担当者 (兼務) 2名

計画作成担当者は、利用者に応じた適切なサービスが提供されるように(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画作成を行い、厚生労働大臣が定める研修を修了しておかねばならない。

(3) 看護職員(兼務) 1名

利用者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、病院への連絡等の業務を行う。

(4) 介護職員 14名以上

介護職員は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

(5) 事務職員 (兼務) 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境及び家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の

上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者又はその家族に交付する。
- 4 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

短期利用共同生活介護

第8条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃及び水道光熱費、共益費の経費については、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家 賃 : 日 額 900円
- (2) 食 材 料 費 : 日 額 1,300円 (朝300円、昼500円、夕500円)
- (3) 光 熱 費 : 日 額 400円
- (4) 共 益 費 : 日 額 110円

(行事費・町会費・車の費用・ケーブルテレビ・賠償保険・火災保険等に使用されます)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。

4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

入退居に当たっての留意事項

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同

生活介護の対象者は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援状態)であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。ただし、次のいずれかに該当する者は対象者から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 2 入居申込者の入居に際して、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認しなければならない。又、利用者及びその家族は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供を受ける際、利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供し、他の利用者や事業者の職員を不当に侵害しないこと。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な支援、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努める。

緊急時における対応方法

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

協力医療機関	社会医療法人謙仁会 山元記念病院
協力歯科医療機関	福田歯科医院

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 6 サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を図る。

協力老人保健施設	社会医療法人謙仁会	ケアポート楽寿園
協力老人保健施設	社会医療法人謙仁会	グリーンヒル幸寿園

非常災害対策

- 第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

身体的拘束等の禁止

- 第13条 事業者は、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者の家族に、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
 - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施する。

衛生管理等

第14条 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

苦情処理

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、市町村などが行う調査に協力するとともに市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

個人情報の保護

第16条 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得る。

秘密の保持

第17条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

運営推進会議

第18条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

苦情・ハラスメント処理

第19条 提供したサービス等に対する入居者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するものとする。

虐待防止に関する事項

第20条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

事業継続計画

第21条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたり、感染症や災害が発生した場合でも、入居者が継続してサービスを受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

その他運営に関する重要事項

- 第22条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人鶴丸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、職員数・協力医療機関名の変更により、平成17年4月7日から施行する。
- 附 則 この規程は、介護従事者の勤務形態記載内容の変更により、平成17年 12 月 5 日から施行する。
- 附 則 この規程は、介護保険改正及び介護予防の開始により、平成18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、利用料変更・事業所名称変更、及び第19条身体拘束等の追加、その他一部語句訂正により、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、協力医療機関名変更、協力老人保健施設名追加により、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、短期利用共同生活介護のサービス提供開始による変更、及びその他規程内容の変更等により平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、2 ユニットへの変更、及びそれに係る内容変更等により平成25年3月 27日から施行する。
- 附 則 この規程は、利用料等の変更により平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、短期利用共同生活介護サービスの提供、及び認知症専門ケア加算（Ⅰ）算定により平成28年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、実地指導結果に基づく記載内容の変更により平成 28 年 7 月 12 日から施行する。
- 附 則 この規程は、短期利用共同生活介護サービスの提供、及び認知症専門ケア加算（Ⅰ）算定により平成30年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、認知症ケア加算、短期利用共同生活介護サービスの中止により平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、食材料費の変更により平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、2 ユニットへの変更、及びそれに係る内容変更等により令和 1 年11 月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、介護保険制度改定により令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、食材料費・水道光熱費・共益費の変更により令和 7 年 4 月 1 日から施行する。